

学生定期健康診断未受診者のみなさんへ

2016年（平成28年）4月11日

定期健康診断は、学校保健安全法、感染症法等の法律に基づき、全学年対象に受診が義務づけられ、疾病の早期発見、結核の予防、健康の保持増進を目的としています。

先日、本学内での平成28年度定期健康診断を終了しましたが、期間内に受診できなかった方がおられます。未受診者は、早急に保健室に連絡し指示をうけて、大学指定の医療機関で健康診断を受け今後学生生活に支障が無いようにしてください。

また、これからみなさんが、奨学金申請、教育実習、介護体験、留学、進学及び就職活動等行う際に、健康診断証明書の提出が必要となる場合がありますが、健康診断未受診や大学指定以外の医療機関で受けた場合には、健康診断証明書を発行することができませんので注意が必要です。事前に保健室に問い合わせください。

問い合わせ先：保健室 TEL 075-322-6024